

若年者トライアル雇用報奨金

1 概要

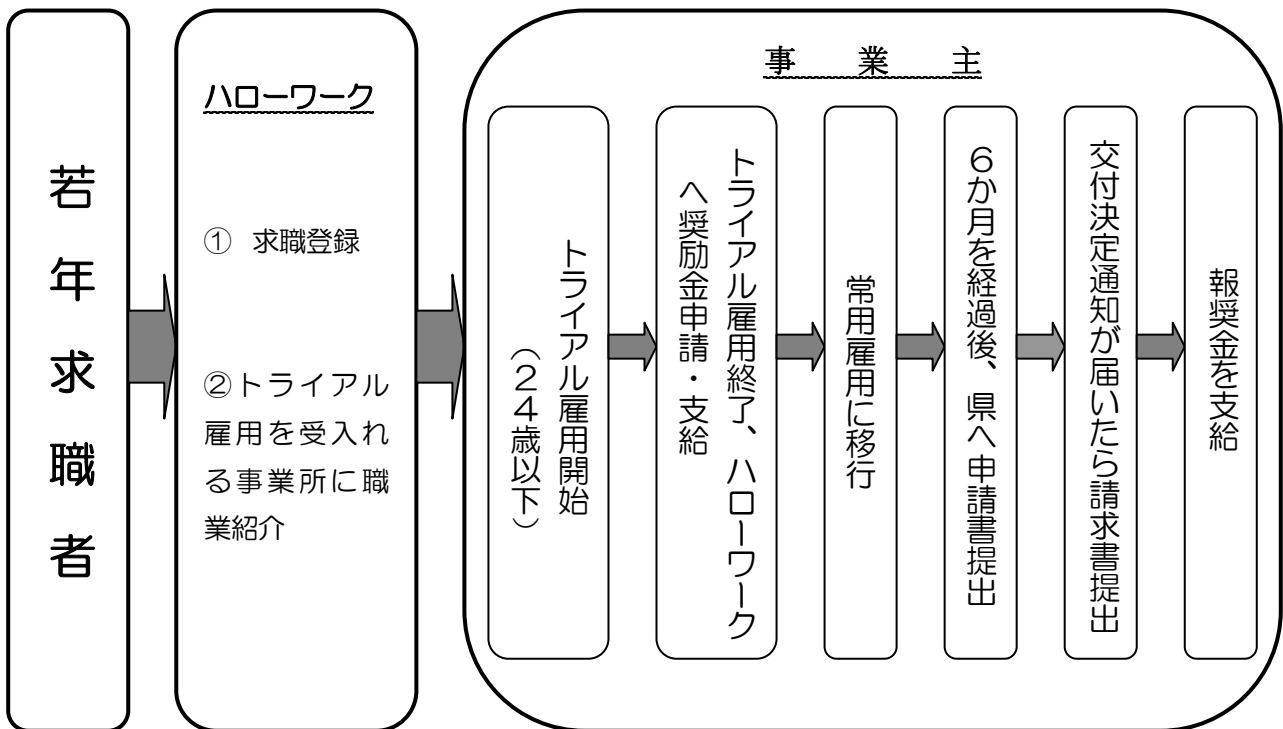
雇い入れた時点で24歳以下の方をトライアル雇用し、その後常用雇用に移行した場合、一定の条件を満たせば国の試行雇用奨励金の支給を受けた事業所に限り、県より国の奨励金と同額の「若年者トライアル雇用報奨金」を利用できます。

2 内容

(1) 主な支給の要件

- ① 平成22年4月1日以降、ハローワークの紹介によりトライアル雇用で採用され、終了後常用雇用（※1）に移行した方。
 - ② 採用時の就業地が秋田県内である方。
 - ③ 雇い入れ日時点で24歳以下の方。
- ※1 週の所定労働時間が30時間以上で、期間の定めのない雇用契約をいう。

(2) 報奨金制度利用の流れ



※常用雇用に移行後、雇用者の自発的理由により6か月を待たずして離職した場合でも在籍期間の分を申請できます。

(3) 支給内容

ケース1：雇入れ後6か月を経過した日に在籍

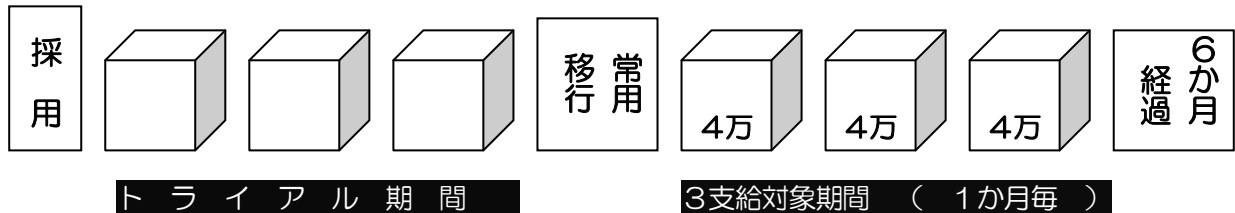
ケース2：雇入れ後6か月までに自発的理由により退職

・1支給対象期間を上限4万円とし、最大3支給対象期間12万円を支給。

○トライアル雇用が3か月の場合

ケース1：上限12万円を支給

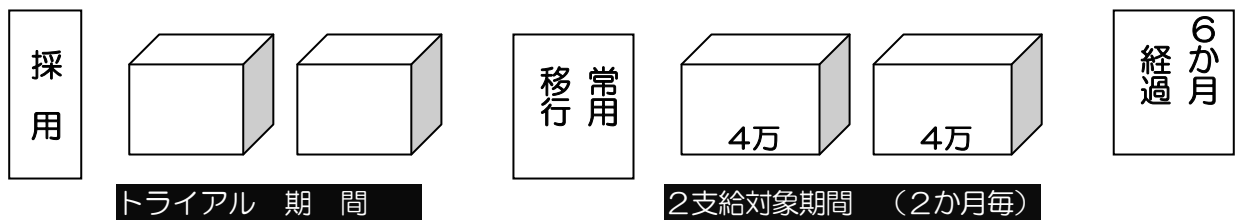
ケース2：常用移行から6か月目までの3か月を1支給対象期間とし、離職日を含む支給対象期間を下記の計算式で減額して支給



○トライアル雇用が2か月の場合

ケース1：上限8万円を支給

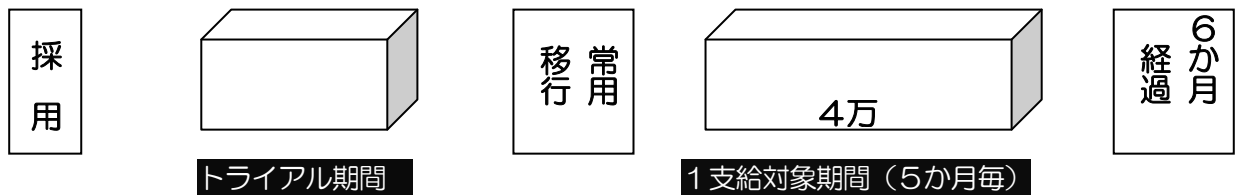
ケース2：常用移行から6か月目までの4か月を2か月毎に1支給対象期間とし、離職日を含む支給対象期間を下記の計算式で減額して支給



○トライアル雇用が1か月の場合

ケース1：上限4万円を支給

ケース2：常用移行から6か月目までの5か月を1支給対象期間とし、離職日を含む支給対象期間を下記の計算式で減額して支給



【計算式】

対象期間に実際に就労した日数

A = _____

対象期間に鐘楼を予定していた日数

割合	支給額
$A \geq 75\%$	4万円
$75\% > A \geq 50\%$	3万円
$50\% > A \geq 25\%$	2万円
$25\% > A \geq 0\%$	1万円

3 問い合わせ先

詳しくは、秋田県産業労働部雇用労働政策課にお尋ねください。